別紙２－１

契　約　書（案）

１　物件名　　電子ジャーナルのライセンス
（オンラインによる電子ジャーナルフルテキストの提供）

２　品名　　別紙内訳書のとおり

３　契約金額　　金　　円

令和９年１月から令和９年３月までの分	円	
（内訳）		
電気通信利用役務の提供に相当する額		円
代理店業務に係る手数料		円
取引に係る消費税及び地方消費税の額		円
令和９年４月から令和９年１２月までの分	円	
（内訳）		
電気通信利用役務の提供に相当する額		円
代理店業務に係る手数料		円
取引に係る消費税及び地方消費税の額		円

「電気通信利用役務の提供に相当する額」については、国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関する「リバースチャージ方式」の適用により、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まない。

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により算出したもので、「代理店業務に係る手数料」に１００分の１０を乗じて得た額である。

４　契約期間　　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日まで

５　利用場所　　愛知県医療療育総合センター中央病院及び発達障害研究所

６　契約保証金　　＿＿＿

７　その他特約事項　　なし

愛知県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）との間において、上記物件について別添条項により電子情報提供の契約を締結する。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和　年　月　日

甲　愛知県春日井市神屋町７１３－８
愛知県
代表者　愛知県医療療育総合センター
副総長

乙

（権利義務の譲渡等）

第１条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または、その履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は愛知県財務規則（昭和３９年愛知県規則１０号）第６４条に基づき、収支等命令者が、会計管理者又は、出納員に対して収支の命令を発した時点で生ずるものとする。

（危険負担）

第２条　契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することが出来ない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。

（利用のための支援）

第３条　乙は、甲が物件を円滑に利用できるようにするため、必要に応じてデジタルコンテンツを提供する各出版社又はデータベース制作者と甲との連絡等を仲介し支援を行うものとする。

（履行遅延の場合における違約金）

第４条　乙は、物件の利用提供を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

２ 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年３．０パーセントの割合で算出した額とする。

３ 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は、契約金額のうち、電気通信利用役務の提供に相当する額及び代理店業務に係る手数料について、それぞれ年度別（１月分から３月分と４月分から 12 月分）の２回に分けて甲に支払い請求書を提出するものとする。

２　契約金額のうち、電気通信利用役務の提供に相当する額について前払とすることができる。乙は、各年度の期間の開始後速やかに当該金額に係わる請求書を甲に提出するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に、当該金額を乙に支払わなければならない。

３　契約金額のうち、代理店業務に係る手数料について、乙は、各年度の期間終了後速やかに、当該金額に係わる請求書を甲に提出するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受理した日から３０日以内に、当該金額を乙に支払わなければならない。

４　甲は、前二項による支払いを遅延したときは政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づいて年３．０パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

（１）この契約の条項に違反したとき。

（２）契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

（３）甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

（４）期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
（５）契約解除の申立てをしたとき。
（６）所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
（１）前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第２号又は第４号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
（２）乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約について履行不能となった場合
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。
５　令和９年度においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。
（談合その他不正行為に係る解除）
第７条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。
（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
（２）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
（３）公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第８条の４第１項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
（４）乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
（５）乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　前条第２項及び第３項の規定は、前２項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第８条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号から第３号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

２　乙は、前条第１項第４号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の１０分の３に相当する額を支払わなければならない。

（１）前条第１項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

（２）前条第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　前２項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

４　前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（２）法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第１０条　乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

２　乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（情報セキュリティの保護）

第１１条　乙は、この契約による事務を処理するための情報セキュリティの取扱いについては、別記「情報セキュリティに関する特約条項」を守らなければならない。

（愛知県財務規則の準用）

第１２条　この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

（紛争の処理）

第１３条　この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

（協議）

第１４条　この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

別記

情報セキュリティに関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

（規程等の遵守）

第２条　乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシー及び愛知県行政情報通信ネットワーク運営管理要領を遵守しなければならない。

（機密の保持等）

第３条　乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

２　乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

３　乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

（従事者への教育）

第４条　乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

（再委託時の特約条項遵守）

第５条　乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者にこの特約条項を遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第６条　乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（再委託先事業者からの回収）

第７条　乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

（報告等）

第８条　甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

２　乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

３　乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立ち入り検査）

第９条　甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第 10 条　甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第 11 条　甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。